

三川町小規模工事等契約希望者登録の申請をされる方へ

登録有効期間は2年間となっており、以前に一度登録した方でも令和5・6年度登録を希望する方は、再度登録申請が必要になります。

1. 小規模工事等契約希望者登録制度について

- (1)この制度は、三川町財務規則に基づく入札参加資格審査申請書を提出していない(いわゆる入札参加資格者名簿に登録されていない)方でも、「少額で内容が軽易な契約」の受注・施工を希望する方を登録し、町が発注する工事・修繕のうち小規模な工事において積極的に見積り参加機会を与えることにより、町内業者の受注機会を拡大し、町内経済の活性化を図ることを目的としています。
- (2)小規模工事等の範囲は、町が発注する内容が軽易でかつ履行の確保が容易であると認められる工事(補助対象事業を除く)又は修繕で、1件の工事金額が50万円以下、当該契約金額が50万円以下のものです。
- (3)原則として複数の業者での見積り合わせにより、最低価格を提示した方と契約することになります。
- (4)施工は、三川町財務規則、その他関係法令や規則に基づき信義に従い誠実に履行しなければなりません。
- (5)いわゆる丸投げ等の一括下請けは禁止されていますので、自ら施工できる範囲の業種で登録してください。

2. 登録できる方・できない方について

(登録できる方)

三川町内に主たる事業所又は住所を有する方で、建設業の許可の有無、経営組織、従業員数等は問いませんが、次に該当する方は除かれます。

(登録できない方)

次の各号のいずれかに該当する方は、登録することができません。

- (1)成年被後見人及び被保佐人
- (2)破産者で復権していない方
- (3)三川町財務規則第92条に規定する入札参加申込書を提出した方(入札参加資格者名簿に登録された方)
- (4)町税(国民健康保険税を含む)を滞納している方
- (5)労災保険に加入していない方
- (6)希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有しない方
(例:電気工事、管工事、消防施設工事)
- (7)集团的に、又は常習的に暴力的行為を行う恐れのある組織と関係がある方
個人、法人を問わず、全業者「暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないこと及び談合その他不正行為を行わない旨の誓約書」を提出してください。

3. 登録申請の方法について

登録を希望する方は、次に掲げる書類を提出してください。(申請書・誓約書への押印は不要です。)

- (1)登録申請書(様式第1号)
- (2)三川町発行の納税証明書(申請時で3ヶ月以内のもの、写し可)
- (3)希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を証明する書類の写し
- (4)労災保険の特別加入者である旨を証明するもの
- (5)暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないこと及び談合その他不正行為を行わない旨の誓約書(様式8)
- (6)その他町長が必要と認めたもの

4. 登録受付及び有効期間について

登録は随時受付けております。登録申請書の提出先は総務課財政係です。また、申請書用紙も同係に準備してあります。

今回の登録有効期限は、令和5年4月1日～令和7年3月31日までとし、以後2年ごとに申請に基づき登録します。

5. 名簿に登録されること

小規模工事等契約希望者名簿は庁内に公開し、小規模工事等の業者選定に活用されます。また、契約制度の透明性確保のため、閲覧等も一般に公開します。

ただし、この名簿に登録されても、指名や契約を約束するものではありません。

6. 登録事項の変更等について

名簿に登録された方で、登録事項に変更があった場合や事業を廃止した場合は、小規模工事等契約希望者登録事項変更届・廃止届を、速やかに提出してください。

7. 登録の一時抹消について

名簿に登録された方が、次のいずれかに該当した場合は、三川町競争入札参加資格者指名停止規程に準じて、登録を一時抹消しますのでご注意ください。

- (1) 2の(登録できない方)に該当するようになった場合
- (2) 倒産又は破産した場合
- (3) 警察署等からの通報、又は三川町からの照会に対する警察署等からの回答により、「暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないこと及び談合その他不正行為を行わない旨の誓約書」で誓約した内容に違反すると認められる場合
- (4) 契約に関して談合等の独占禁止法、刑法、その他関係法令に違反する行為、請負に関して不正又は不誠実な行為があった場合

8. 請負代金の支払について

施工完了後の検査に合格後(手直しがあつた場合はその完了後)、請求に基づき支払います。

支払いまでの期間は、正当な請求を受けた日から40日以内です。

なお、前払金や部分払金はありません。

9. その他

見積り合わせに指名された場合、都合により辞退することができますが、必ず発注課に連絡してください。

契約締結後(発注決定後)の辞退はできませんのでご注意ください。

現場の施工管理は、必ず代表者又は直接かつ恒常的に雇用されている代理人が行ってください。

問合せ先
三川町役場総務課財政係
TEL 35-7011(財政係直通)